

○国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定

(第 11 条第 1 項)

改正 平成 30 年 4 月 1 日 令和 3 年 3 月 26 日

令和 3 年 10 月 18 日

審査基準

令和 3 年 10 月 18 日作成

| |
|---|
| 法令名：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 |
| 根拠条項：第 11 条第 1 項 |
| 処分の概要：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定 |
| 原権者(委任先)：岡山県公安委員会 |
| 法令の定め： 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 2 条(定義)、第 3 条(国外犯罪被害弔慰金等の支給)、第 4 条(国外犯罪被害弔慰金等の種類等)、第 5 条(遺族の範囲及び順位)、第 6 条(国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合)、第 7 条(支給の制限)、第 8 条(国外犯罪被害弔慰金等の額)、第 9 条(裁定の申請)、第 11 条第 2 項及び第 3 項(裁定等)、及び第 13 条第 1 項及び第 3 項(裁定のための調査等) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第 1 条、第 1 条の 2、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条(国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合)、第 6 条(国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例)、第 7 条(国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請)、第 8 条(国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請)、第 9 条(領事官を経由して申請が行われた場合の申請の日)及び第 12 条(添付書類の省略) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 9 条第 2 項の地域及び者並びに同法第 12 条第 1 項の情報を定める命令第 1 条(法第 9 条第 2 項の地域及び者) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 7 条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示(平成 28 年国家公安委員会告示第 51 号) |
| 準拠基準：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定は、「国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領」(令和 2 年 12 月 15 日付け警察庁長官官房長通達別添)を参照して行うものとする。 |
| 標準処理期間：1 年 |
| 申請先：警務部県民広報課犯罪被害者支援室 |
| 問い合わせ先：警務部県民広報課犯罪被害者支援室 |
| 決裁区分等：岡山県公安委員会 |